

記者発表資料

国土交通省北陸地方整備局用地部 法務省新潟地方法務局 記者発表資料

配布日時	2019年1月30日
取り扱い	配布後に解禁

件名	所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します！ ～北陸地区所有者不明土地対策連携協議会を設立～
----	---

概要	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図るため、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。 本協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、構成員間で、土地所有者の探索方法等のノウハウの提供、先進事例の情報共有、有識者の知見の活用方策の検討等を行うことにより、地方公共団体を支援していきます。 ●日時：平成31年2月5日（火）13:30～15:00 ●場所：新潟市中央区東万代町9番1号 新潟市万代市民会館6階 多目的ホール ●内容：北陸地区所有者不明土地対策連携協議会の設立について ●その他：①本会は参加団体及び報道機関の方のみ傍聴が可能です。ただし、カメラ撮りは冒頭（挨拶）までとさせていただきます。 ②傍聴を希望される報道機関の方は、別紙4の傍聴申込書に必要事項を記載の上、2月4日（月）12:00までにFAXでお申し込み下さい。 ③ビデオ撮影による取材は2月4日（月）に北陸地方整備局記者会見室でお受けいたしますので、取材を希望される報道機関の方は、別紙5の取材申込書に必要事項を記載の上、2月1日（金）10:00までにFAXでお申し込み下さい。
----	--

配布先	新潟県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、 富山県政記者クラブ、石川県政記者クラブ、 その他各県専門紙
-----	--

問い合わせ先	●設立総会に関する問い合わせ 国土交通省北陸地方整備局 用地部用地企画課 課長 出野 裕二（内線:4751） 建設専門官 杉本 祥一（内線:4756） 電話 025-280-8880（代） fax 025-280-8723 ●法務局の取組に関する問い合わせ 新潟地方法務局総務課 総務課長 夏見 聡 電話 025-222-1561（代） fax 025-227-1419
--------	---

記者発表資料

平成31年1月30日
北陸地方整備局
新潟地方法務局

所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します！ **～北陸地区所有者不明土地対策連携協議会を設立～**

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図るため、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。

本協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、構成員間で、土地所有者の探索方法等のノウハウの提供、先進事例の情報共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、地方公共団体を支援していきます。

1. 北陸地区所有者不明土地対策連携協議会設立総会

日 時：平成31年2月5日（火）13：30～15：00

場 所：新潟県新潟市中央区東万代町9番1号
新潟市万代市民会館6階 多目的ホール

出席者：国土交通省大臣官房審議官（土地・建設産業局担当）

国土交通省北陸地方整備局長

法務省新潟地方法務局長

新潟、富山、石川の各県及び各市町村

北陸地方整備局管内にある関係士業団体等（弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会、不動産鑑定士協会、補償コンサルタント協会）

2. 傍聴等

- ・本会は参加団体及び報道機関の方のみ傍聴が可能です。ただし、カメラ撮りは冒頭（挨拶）までとさせていただきます。
- ・傍聴を希望される報道機関の方は、別紙4の傍聴申込書に必要事項を記載の上、2月4日（月）12：00までにFAXでお申し込み下さい。
- ・ビデオ撮影による取材は 2月4日（月）に北陸地方整備局記者会見室でお受けいたしますので、取材を希望される報道機関の方は、別紙5の取材申込書に必要事項を記載の上、2月1日（金）10：00までにFAXでお申し込み下さい。

※ 協議会設立の背景

- ・所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において、所有者の探索に多大なコストを要するなど、円滑な事業実施の支障となっています。
- ・このため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を制定し、所有者探索の合理化や、地域住民等の福祉又は利便の増進を図る事業のため所有者不明土地を使用できる制度（地域福利増進事業）の創設、土地収用手続の合理化等を行いました。
- ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）を踏まえ、全国の10地区で協議会を設置します。

〔お問い合わせ先〕

● 設立総会に関する問い合わせ

国土交通省北陸地方整備局用地部用地企画課

用地企画課長 ^{いでの}出野 裕二（内線4751）、建設専門官 杉本 祥一（内線4756）
TEL：025-280-8880（代） FAX：025-280-8723

● 法務局の取組に関する問い合わせ

新潟地方法務局総務課

総務課長 夏見 聡

TEL：025-222-1561（代） FAX：025-227-1419

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会 設立総会 議事次第

日時：平成31年2月5日（火） 13：30～15：00

場所：新潟市万代市民会館

新潟市中央区東万代町9番1号

1. 開 会 （10分程度）

- 国土交通省土地・建設産業局 挨拶
- 北陸地方整備局 挨拶
- 新潟地方法務局 挨拶

2. 協議会設立趣旨説明 （5分程度）

3. 協議会設立手続 （15分程度）

- （1） 協議会規約（案）等の説明
- （2） 協議会規約（案）等の決定
- （3） 構成員・協力団体の紹介

～～ 休 憩 ～～

4. 所有者不明土地法の施行について

（土地・建設産業局企画課）（20分程度）

5. 用地業務に対する市町村支援について

（土地・建設産業局総務課公共用地室）（20分程度）

6. 法務局における所有者不明土地問題の解消に向けた主な取組について

（新潟地方法務局）（20分程度）

7. 閉 会

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会 参加団体

1. 行政機関等

国の機関

国土交通省 北陸地方整備局

法務省 新潟地方法務局

法務省 富山地方法務局

法務省 金沢地方法務局

県・政令指定都市

新 潟 県

富 山 県

石 川 県

新 潟 市

北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県）の市町村
5 6 機関（政令指定都市を除く）

2. 関係団体

新潟県弁護士会

富山県弁護士会

金沢弁護士会

新潟県司法書士会

富山県司法書士会

石川県司法書士会

新潟県土地家屋調査士会

富山県土地家屋調査士会

石川県土地家屋調査士会

新潟県行政書士会

富山県行政書士会

石川県行政書士会

北陸不動産鑑定士協会連合会

一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部

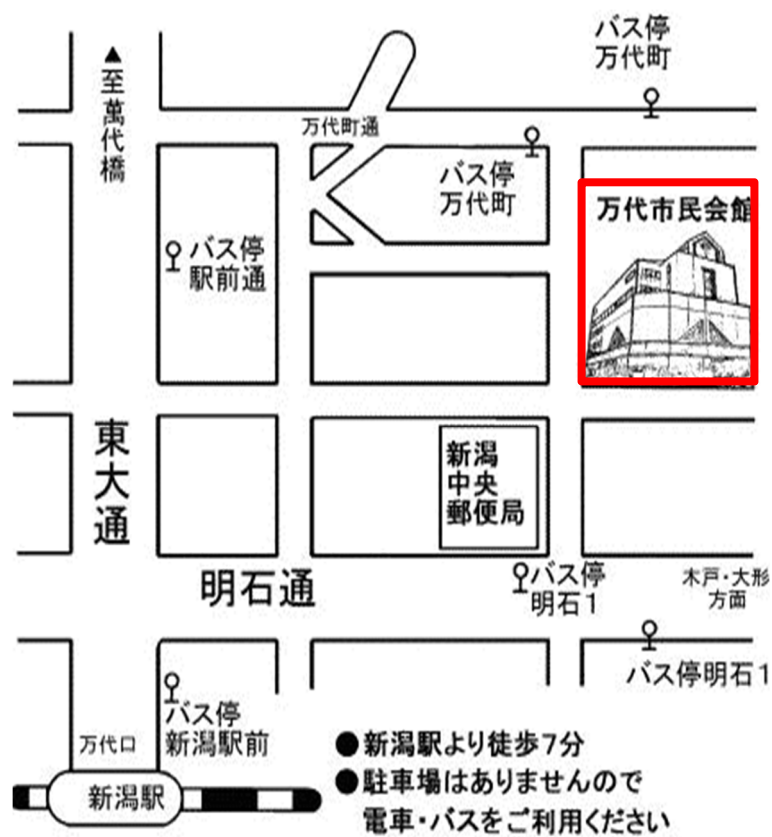
会場案内

○北陸地区所有者不明土地対策連携協議会 設立総会

会 場：新潟市万代市民会館 6階「多目的ホール」

住 所：新潟市中央区東万代町9番1号

TEL：025-246-7711



○最寄り駅

- ・JR新潟駅万代口より徒歩7分

F A X 0 2 5 - 2 8 0 - 8 7 2 3
北陸地方整備局 用地部 用地企画課 宛

※申込期限：平成31年2月4日（月）12：00必着

設立総会傍聴申込書

- ・傍聴を希望される方は、傍聴申込書に必要事項を記載のうえ、上記 F A X 送信宛に送信をお願いします。

1. 報道機関名

--

2. 代表者の氏名・予定人数

	(予定人数 名)
--	-------------

3. 連絡先住所等

①連絡先住所：
②電話番号：
③F A X 番号：

4. カメラの有無（丸囲みしてください）

有 ・ 無

FAX 025-280-8723
北陸地方整備局 用地部 用地企画課 宛

※申込期限：平成31年2月1日（金）10：00必着

2 / 4 取材申込書

- 取材を希望される方は、取材申込書に必要事項を記載のうえ、上記FAX送信宛に送信をお願いします。

1. 報道機関名

--

2. 代表者の氏名・予定人数

(予定人数 名)

3. 連絡先住所等

①連絡先住所：

②電話番号：

③FAX番号：

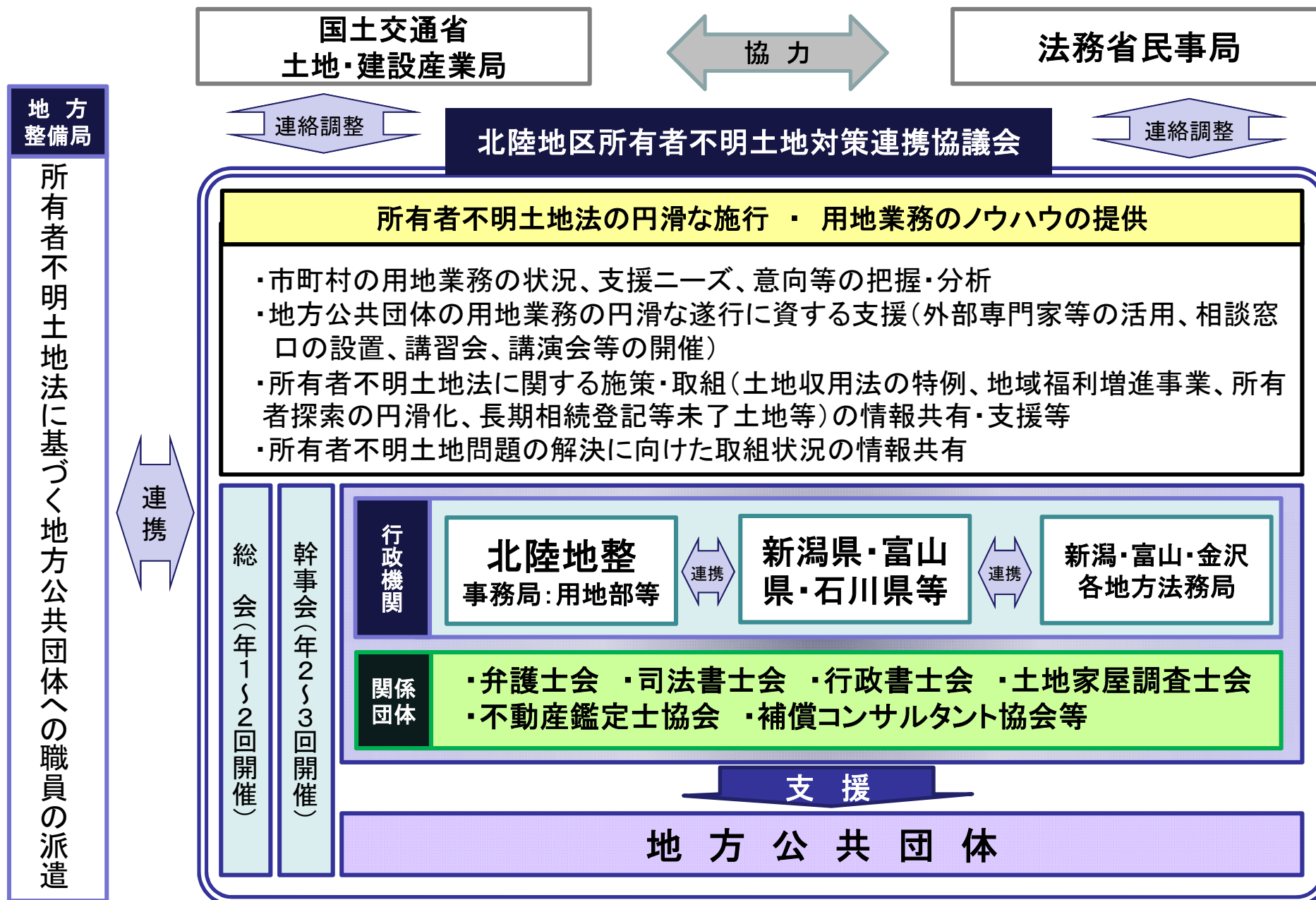
4. 取材形式（丸囲みしてください）

①ビデオによる撮影

②カメラによる撮影

③その他（ ）

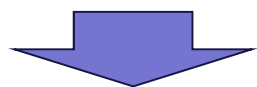
北陸地区所有者不明土地対策連携協議会の概要



現状・課題

- 所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において**所有者の探索に多大な時間・費用・労力**を要するなど、円滑な事業実施に支障
- 小規模市町村では用地専任の職員がいない所も多く、**地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウの不足**等による問題が顕在化
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業、土地収用法の特例といった**新制度の周知、活用促進が必要**

このような現状を踏まえ、所有者不明土地問題等への対応のため、関連事務に精通した**地方整備局等による地方公共団体への支援・関係機関同士の連携強化**が有効

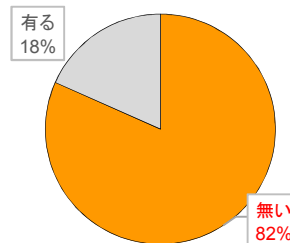


具体的な取組

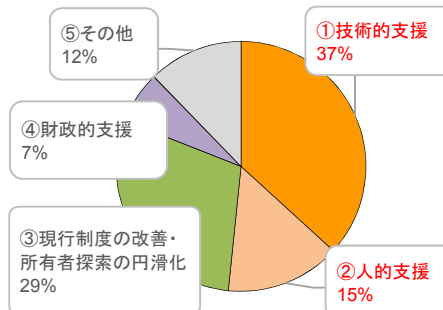
地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体などの関係者が一体となって、地方ブロックごとに全国10地区で、「**所有者不明土地連携協議会**」を設立

市町村へのアンケート調査(H29.8)結果より抜粋

小規模市町村における
用地専門部署の有無



用地取得に関する市町村からの要望



国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ(平成29年12月12日公表)

地方公共団体における用地取得事務に関して、ノウハウ不足、マンパワー不足が課題となっていることから、**国が有するノウハウ等を積極的に提供**していくことが求められる。

具体的には、国から地方公共団体へ用地取得業務に精通した職員を派遣することや、国、地方公共団体、関係団体(補償コンサルタント協会等)で構成する**協議会を設置**し、地方公共団体からの相談に対応することなどが考えられる。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日関係閣僚会議決定)

1 国会提出法案の円滑な施行

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」他関連法案の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。また、**地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(第4条第2項)

国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供**その他の支援を行うよう努めなければならない。**

長期相続登記等未了土地解消作業の概要について

参考③

□ 現状

不動産登記簿における相続登記未了
土地調査（平成29年6月公表）



長期間相続登記等が未了となっているおそれのある土地が相当数あることが判明

	最後の登記から90年以上経過しているもの	最後の登記から70年以上経過しているもの	最後の登記から50年以上経過しているもの	
大都市 (所有権の個数：24,360個)	0.4%	1.1%	6.6%	
中小都市・中山間地域 (同上：93,986個)	7.0%	12.0%	26.6%	※割合は累積値

□ 対応策（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号 平成30年11月15日一部施行）で措置）

長期間相続登記が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進につなげる仕組みを創設し、実施する。

- ① 所有者不明土地問題に直面する自治体のニーズを踏まえ、調査地域の選定
- ② 長期間相続登記が未了の土地の洗い出し
- ③ 調査対象土地の登記情報と戸除籍を突合し、登記名義人について相続が発生していないかどうかを確認し、その結果を踏まえ、登記名義人の法定相続人情報（法定相続人の一覧図）を作成
- ④ ②及び③を登記官が審査し、法定相続人情報等を登記簿の一部として登記所に保管するとともに、長期相続登記未了である旨を登記記録に記録
- ⑤ 調査で判明した相続人に対し、相続登記を促す通知を发出



①地域選定



②対象地洗い出し



③相続発生の有無確認／一覧図作成



④登記官による審査／記録／保管



⑤通知

□ 効果

- ◆ 調査で判明した相続人本人に対する直接的な相続登記の促し
- ◆ 法定相続人情報を相続登記申請時における添付書類として援用することを可能とし、相続登記の申請人の手続負担を軽減
- ◆ 事業実施主体の所有者探索のコスト削減、簡便化（法定相続人情報を必要に応じて提供）

公共事業用地の取得，農地の集約化，森林の適正な管理等の事業の円滑化・進展に寄与